一、死亡者の本籍及び氏名（名字不詳含む）　本籍不詳①不詳二名（戒名）、②庄太郎、不詳一名（戒名）、不詳六名、③湯本かつを、湯本正、湯本忠美、④不詳六名（戒名）、不詳十四名、⑤町田ハツ、不詳四名（戒名）、不詳七名、⑥保坂辰三、⑦保坂利太郎、不詳一名（戒名）、不詳八名、⑧保坂仲次郎、保坂イク、保坂冨右エ門、庄七、久弥、不詳九名（戒名）、不詳十一名、⑨庄五郎、孫七、不詳二名（戒名）、不詳六名、⑩細矢角兵衛、不詳二名（戒名）、不詳八名、⑪五助、平八、助七、武右エ門、不詳十三名（戒名）、不詳二十名、⑫不詳一名（戒名）、不詳二名、⑬孫八、八之助、不詳十五名（戒名）、不詳六名、⑭孫市、長治、保坂乙松、不詳十二名（戒名）、⑮三右エ門、不詳十六名（戒名）、不詳十八名、⑯武兵衛、新八、善助、久右エ門、不詳六名（戒名）、⑰佐平次、源之助、新八、不詳五名（戒名）、不詳二名、⑱与右エ門、不詳八名（戒名）、不詳九名、⑲八兵衛、八兵衛、兵平介、太助、新兵衛、新平、七助、伊之助、甚介、彦エ門、喜八、不詳十八名（戒名）、不詳六名、⑳不詳五名（戒名）、不詳六名、㉑不詳八名（戒名）、不詳五名、㉒不詳五名（戒名）、不詳三名、㉓与兵衛、不詳十二名（戒名）、不詳十一名、㉔宇佐美雄次、㉕宗右エ門、冨八、不詳六名（戒名）、㉖青木光造、青木みせ、青木鎌三郎、青木ひて、青木金太郎、村上ウノ、青木みね、青木かつ、青木慶次郎、小兵衛、青木定造、重エ門、青木角次郎、青木マサ、青木平吉、不詳十六名（戒名）、㉗鈴木石庵、福田長兵衛、福田源太郎、福田トキ、福田八十治良、福田ゑる、福田伴次郎、福田繁太郎、不詳二十二名（戒名）、不詳二名、㉘忠三郎、忠三郎、利助、飯沼多吉、不詳五名（戒名）、不詳二名、㉙羽場内源作、羽場内一郎、羽場内音吉、羽場内ふさ子、羽場内喜十郎、羽場内たけ、羽場内精叟、羽場内世壽、不詳一名（戒名）、不詳一名、㉚北市定松、作山チヱ、作山由次郎、㉛不詳七名、㉜高橋正一、高橋たけ子、高橋榮吉、高橋平八、高橋一雄、高橋吉太郎、高橋まつ江、不詳一名（戒名）、㉝弓納持仁作、㉞大塚助三郎、平井晴吉、平井わか、不詳一名、㉟山田徳造、山田久、山田もめ、㊱岡田わき、岡田西次郎、岡田貞雄、岡田佳江、岡田絹代、岡田勝次、不詳二名（戒名）、㊲掛川渡、掛川流平、掛川清、掛川きく、掛川寅吉、掛川やす、掛川谷吉、掛川うめ、寺村くり、㊳栗田フサ、㊴不詳四名（戒名）、㊵不詳六名（戒名）、㊶金井鐵五郎、金井サキ、金井藤左エ門、不詳一名（戒名）、㊷幸七、孫四郎、福造、幸三郎、伊之八、覚三、不詳一名（戒名）、不詳二名、㊸小板橋金作、小板橋乙吉、庄兵衛、キン、角兵衛、㊹町田鶴五郎、小次郎、町田笹吉、不詳六名（戒名）、㊺田辺源十郎、田辺長吉、田辺りよ、田辺竹三郎、九十郎、田辺新治郎、田辺アキ、不詳二名（戒名）、㊻保坂新次郎、保坂新五郎、不詳七名（戒名）、㊼初右衛門、松右衛門、保坂かつ、保坂しやう、とく、不詳七名（戒名）、㊽中沢冨太郎、中沢善太郎、中沢けん、中沢久三郎、中沢イチ、中沢豊吉、中沢絲三郎、中沢亀次郎、中沢徳太郎、㊾町田カ子、不詳二名（戒名）、不詳三名、㊿栄蔵、キン、不詳五名（戒名）、(51)小林倉之助、小林かねこ、保坂由五郎、不詳三名（戒名）、(52)細矢春吉、細矢しやう、細矢仙太郎、細矢さ乃、細矢加津、細矢くま、細矢美子、細矢佐吉、細矢幸次郎、不詳五名（戒名）、(53)中山鹿造、中山うた、中山富士五郎、不詳一名（戒名）、(54)仙吉、不詳一名（戒名）、不詳二名、(55)市郎次、小伝次、良助、保阪捨吉、不詳五名（戒名）、(56)半兵衛、不詳三名（戒名）、不詳一名、(57)小板橋治兵衛、小板橋エイ、小板橋関之助、小板橋リウ、(58)町田ハツ子、町田仙右衛門、町田金治郎、不詳六名（戒名）、(59)磯八、山添元吉、山添竹五郎、不詳四名（戒名）、(60)岩井廣三郎、岩井義臣、岩井つよ、岩井芳太郎、不詳一名（戒名）、(61)中沢多叉平、青木庄之助、音五郎、青木きん、金太郎、不詳十名（戒名）、(62)小板橋紋吉、志茂、小板橋傳兵衛、小板橋竜重郎、依七、不詳二名（戒名）、(63)中山亀吉、中山なつ、中山正男、(64)てつ、不詳三名（戒名）、不詳七名、(65)福田代治郎、福田重吉、でん、原田つる、不詳三名（戒名）、(66)不詳二名、(67)小林喜惣、小林ヨキ、細矢弥右エ門、武井七五郎、宗七、不詳三名（戒名）、不詳一名、(68)堀内亀十郎、長谷川藤三郎、(69)忠次郎、不詳六名（戒名）、(70)小嵜宗兵衛、小嵜伊三郎、不詳一名（戒名）、(71)嘉助、不詳四名（戒名）、(72)不詳二名（戒名）、(73)清水清太郎、清水はつ、清水勝五郎、清水庄太郎、清水はつ、清水徳太郎、清水しげつ、不詳三名（戒名）、(74)中嶌重蔵、中嶌みを、(75)金井登、不詳七名（戒名）、(76)保坂市平、保坂冨五郎、保坂久太良、不詳一名（戒名）、(77)中澤吉五郎、不詳一名（戒名）、(78)岡田太郎吉、岡田太郎兵衛、岡田菊松、岡田吉右衛門、き己、岡田テン、不詳六名（戒名）、(79)伏木惟賢、不詳一名、(80)宇野一男、不詳二名（戒名）

一、改葬を行おうとする者　群馬県安中市松井田町新堀一一八六　宗教法人　曹洞宗　補陀寺　代表役員　足利　正雄

旅行業協会ボンド保証制度保証金取戻し公告

社団法人日本旅行業協会ボンド保証規程第三十一条第一項の規定により次のように公告します。

一、当協会のボンド保証会員であった旅行業者

(一)　旅行業の登録番号及び登録年月日　観光庁長官登録旅行業第五六八号　昭和五十五年九月四日

(二)　商号　株式会社ジェイティービーサンアンドサン

(三)　名称、住所及び代表者の氏名　株式会社ジェイティービーサンアンドサン　東京都豊島区南池袋二丁目四三番一九号　代表取締役　佐藤隆太郎

(四)　主たる営業所の名称及び所在地　本社営業所　東京都豊島区南池袋二丁目四三番一九号

二、当協会のボンド保証会員となった年月日　平成十一年九月三日

三、当協会のボンド保証会員としての身分を失った年月日　平成二十一年十一月三日

四、当協会に預託した保証金等の額　金百万円也

五、第一号のボンド保証会員であった者との旅行業務に関する取引で当協会のボンド保証会員であった期間におけるものによって生じた債権に関し旅行業法第二十二条の九第一項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から六箇月以内に、当協会の弁済業務規約の定めるところにより、その債権の額及びその取引が成立した時期並びに氏名又は名称及び住所を記載した認証申出書二通並びに本会のボンド保証規程の定めるところによりボンド弁済申請書一通を当協会に提出してください。なお、弁済業務規約に定める弁済限度額及びボンド保証規程に定める弁済限度額は、それぞれ、金一億円及び金百万円です。

六、前号の期間内に認証申出書及びボンド弁済申請書の提出がなかった場合は当協会はボンド保証規程に基づく弁済を行いません。また、第四号の保証金はボンド保証会員であった者に取り戻されます。

平成二十二年四月二十一日

東京都千代田区霞が関三丁目三番三号

社団法人日本旅行業協会

会長　金井　耿

旅行業者営業保証金取戻し公告

旅行業法第９条第７項及び旅行業者営業保証金規則第９条第１項（変更登録を受けた場合）、旅行業法第20条第３項及び旅行業者営業保証金規則第９条第２項（登録の抹消があった場合）、又は旅行業法第22条の15第１項及び旅行業者営業保証金規則第９条第３項（旅行業協会の保証社員となった場合）の規定により次のように公告します。

下記⑩の取戻しをしようとする営業保証金につき、旅行業法第17条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内に、その債権の額及び債権発生の原因たる事実並びに氏名又は名称及び住所を記載した申出書に権利を有することを証する書面を添付して⑪の申出書提出先に提出してください。前記期間内に申出書の提出がないときは、営業保証金は取戻されます。

平成 22 年 4 月 21 日

記

［掲載順序］

①商号　②旅行業の業務の範囲（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の旅行業の業務の範囲）　③登録番号（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の登録番号）　④氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　⑤主たる営業所の名称及び所在地　⑥旅行業の登録年月日　⑦変更登録年月日及び変更登録後の登録番号（変更登録を受けた場合）　⑧登録の抹消年月日（登録の抹消があった場合）　⑨旅行業協会の保証社員となった年月日（保証社員になった場合）　⑩営業保証金の額（変更登録を受けた場合にあっては、取戻しをしようとする営業保証金の額）　⑪申出書提出先　⑫掲載者の住所、名称又は氏名並びに法人にあってはその代表者の氏名

＊冒頭のAは変更登録を受けた場合、Bは登録の抹消があった場合、Cは旅行業協会の保証社員となった場合をあらわす。